

高校の将来像を考える地域の協議会について(案)

長野県教育委員会

1 協議会の設置

- (1) 旧 12 通学区（以下「旧通学区」という。）ごとに「高校の将来像を考える地域の協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。
- (2) 協議会は「県立高校『学びの改革 実施方針』策定に向けて」の公表以降に順次設置するものとし、2019 年 9 月までに全ての旧通学区に設置するものとする。

2 検討内容

協議会は、「高校改革～夢に挑戦する学び(仮)～実施方針」（2018 年 9 月公表予定）に基づいて検討を行い、旧通学区内の将来を見据えた高校の学びのあり方と具体的な高校の配置について、県教育委員会に対して意見・提案を行う。

3 協議会設置の要請

県教育委員会は、広域連合長たる市町村長に協議会の設置を要請する。なお、旧通学区と広域圏が一致していない地域においては、別途調整の上要請する。

4 協議会の構成員

協議会の構成員には、市町村長、市町村教育長（または教育委員長）に加え、産業界から選出された者を必ず含むものとし、その他の構成員は地域の実情に応じて構成するものとする。

5 協議会の事務局

協議会の事務局は、上記 3 の市町村及び県教育委員会の共同事務局とし、その役割分担は以下のとおりとする。

市 町 村・・・協議会の運営（日程調整、会議の運営）

県教育委員会・・・資料の収集・作成をはじめとする協議会運営の支援

6 意見・提案の取り扱い

県教育委員会は、協議会の意見・提案を踏まえた上で、全県的視野に立ち、学びのあり方及び具体的な高校配置計画について、総合教育会議での議論を経て、総合的に判断するものとする。